

平成 3 0 年 8 月 3 1 日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平 成 3 0 年 第 3 回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 議案第65号 平成29年度杵築市一般会計歳入歳出決算認定について
- 決算書 1 ページ -
- 議案第66号 平成29年度杵築市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 決算書 290 ページ -
- 議案第67号 平成29年度杵築市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 決算書 313 ページ -
- 議案第68号 平成29年度杵築市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 決算書 322 ページ -
- 議案第69号 平成29年度杵築市地域包括支援センター事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 決算書 345 ページ -
- 議案第70号 平成29年度杵築市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 決算書 356 ページ -
- 議案第71号 平成29年度杵築市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 決算書 367 ページ -
- 議案第72号 平成29年度杵築市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 決算書 378 ページ -

議案第73号 平成29年度杵築市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

－ 決算書 395 ページ －

議案第74号 平成29年度杵築市水道事業会計決算認定について

－ 公営企業会計決算書 1 ページ －

議案第75号 平成29年度杵築市工業用水道事業会計決算認定について

－ 公営企業会計決算書 29 ページ －

議案第76号 平成29年度杵築市立山香病院事業会計決算認定について

－ 公営企業会計決算書 49 ページ －

議案第77号 平成30年度杵築市一般会計補正予算（第4号）

－ 補正予算書 1 ページ －

議案第78号 平成30年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）

－ 補正予算書 7 ページ －

議案第79号 平成30年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

－ 補正予算書 11 ページ －

議案第80号 平成30年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

－ 補正予算書 15 ページ －

議案第81号 平成30年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第1号）

－ 補正予算書 19 ページ －

- 議案第 8 2 号 平成 3 0 年度杵築市地域包括支援センター事業特別
会計補正予算（第 1 号） - 補正予算書 23 ページ -
- 議案第 8 3 号 平成 3 0 年度杵築市簡易水道事業特別会計補正予算
（第 1 号） - 補正予算書 27 ページ -
- 議案第 8 4 号 平成 3 0 年度杵築市農業集落排水事業特別会計補正
予算（第 1 号） - 補正予算書 31 ページ -
- 議案第 8 5 号 平成 3 0 年度杵築市公共下水道事業特別会計補正予
算（第 1 号） - 補正予算書 35 ページ -
- 議案第 8 6 号 平成 3 0 年度杵築市特定環境保全公共下水道事業特
別会計補正予算（第 1 号）
- 補正予算書 39 ページ -
- 議案第 8 7 号 平成 3 0 年度杵築市水道事業会計補正予算（第 1 号
） - 補正予算書 43 ページ -
- 議案第 8 8 号 平成 3 0 年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（
第 1 号） - 補正予算書 45 ページ -
- 議案第 8 9 号 杵築市行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利
用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正
について - 議案書 6 ページ -

議案第 9 0 号 杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部改正について

－ 議案書 18 ページ －

議案第 9 1 号 杵築市税特別措置条例の一部改正について

－ 議案書 21 ページ －

議案第 9 2 号 杵築市行政財産使用料条例の一部改正について

－ 議案書 24 ページ －

議案第 9 3 号 杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部改正について

－ 議案書 34 ページ －

議案第 9 4 号 杵築市簡易水道事業設置条例の一部改正について

－ 議案書 38 ページ －

議案第 9 5 号 杵築市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委
員の定数に関する条例の一部改正について

－ 議案書 40 ページ －

議案第 9 6 号 訴えの提起について

－ 議案書 42 ページ －

議案第 9 7 号 市道の路線認定について

－ 議案書 47 ページ －

- 報告第19号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度杵築市一般会計補正予算(第2号))
- 議案書 52 ページ -
- 報告第20号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号))
- 議案書 53 ページ -
- 報告第21号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度杵築市一般会計補正予算(第3号))
- 議案書 54 ページ -
- 報告第22号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率の算定について
- 議案書 55 ページ -
- 報告第23号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
資金不足比率の算定について - 議案書 56 ページ -
- 報告第24号 専決処分の報告について - 議案書 58 ページ -
- 報告第25号 専決処分の報告について - 議案書 60 ページ -

議案第 89 号

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 8 月 31 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利
用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改
正する条例

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提
供に関する条例（平成 27 年杵築市条例第 37 号）の一部を次の
ように改正する。

別表第 1 中

「

1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法 （昭和 25 年法律第 144 号）に準じて行 う保護の決定及び実施、就労自立給付金の 支給、保護に要する費用の返還又は徴収金 の徴収に関する事務であって規則で定める もの
------	---

」を

「

1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法 （昭和 25 年法律第 144 号）に準じて行 う保護の決定及び実施、就労自立給付金若 しくは進学準備給付金の支給、保護に要す る費用の返還又は徴収金の徴収に関する事 務であって規則で定めるもの
------	--

」に

改める。

別表第 2 中

「

<p>1 市長</p>	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支</p>
-------------	--	--

援するための法律（平成
17年法律第123号）
による自立支援給付の支
給に関する情報（以下「
障害者自立支援給付関係
情報」という。）、医療保
険各法（健康保険法（大
正11年法律第70号
）、船員保険法（昭和1
4年法律第73号）、私
立学校教職員共済法（昭
和28年法律第245号
）、国家公務員共済組
合法（昭和33年法律第1
28号）、国民健康保険
法（昭和33年法律第1
92号）又は地方公務員
等共済組合法（昭和37
年法律第152号）をい
う。以下同じ。）又は高
齢者の医療の確保に関す
る法律（昭和57年法律
第80号）による医療に
関する給付の支給又は保
険料の徴収に関する情報
（以下「医療保険給付関
係情報」という。）、生活
保護法による保護の実施

若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）その他の法令による給付の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の

		支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
--	--	--

」を

「

1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律
------	--	---

第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)、医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険

法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に

関する法律（昭和39年法律第134号）その他の法令による給付の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

」に、

「

<p>1 4 市長</p>	<p>杵築市特定公共賃貸住宅条例による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、地方税の徴収に関する情報、児童手当関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）又は療育手帳（児童相談所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所をいう。）又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において知的障害であると判定された者に対して大分県知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）に関</p>
---------------	--	---

		する情報であって規則で定めるもの
--	--	------------------

」を

「

1 4 市長	杵築市特定公共賃貸住宅条例による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、地方税の徴収に関する情報、児童手当関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）又は療育手帳（児童相談所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所をいう。）又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において知的障害であると判定され
--------	---	--

		た者に対して大分県知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。) に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	--

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 90 号

杵築市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部改正について

杵築市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 8 月 31 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用
 弁償等に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年杵築市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会の農地利用最適化 推進委員	月額	12,000円
	年額	月額の欄に定める額のほか、農地利用最適化交付金事業実施要綱第3の1の(1)に掲げる活動に対し予算内の額

」を

「

農業委員会の農地利用最適化 推進委員	月額	16,000円
	年額	月額の欄に定める額のほか、農地利用最適化交付金事業実施要綱第3の1の(1)に掲げる活動に対し予算内の額

」に

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 9 1 号

杵築市税特別措置条例の一部改正について

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例

杵築市税特別措置条例（平成17年杵築市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域」を「第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第6条の見出し中「固定資産税の」の次に「課税免除又は」を加え、同条第1項中「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「課する固定資産税の税率は、税条例第62条の規定にかかわらず、初年度にあつては100分の0.14、第2年度にあつては100分の0.35、第3年度にあつては100分の0.70とする」を「課すべき固定資産税を課さない」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による課税免除は、地方活力向上地域特別償却設備に対して固定資産税を課すべき最初の年度以降3年度の間課するものに限る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杵築市税特別措置条例の規定は、平成30年6月1日（以下「適用日」という。）以後に新設され、又は増設された地方活力向上地域特別償却設備に対して課する

固定資産税について適用し、適用日前に新設され、又は増設された地方活力向上地域特別償却設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 9 2 号

杵築市行政財産使用料条例の一部改正について

杵築市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

杵築市行政財産使用料条例（平成17年杵築市条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

杵築市健康福祉センター	温泉場	祝日及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除く日（休館日を除く。） 午前10時から午後9時まで 祝日及び12月29日から翌年1月3日まで（休館日を除く。） 午前10時から午後8時まで	1回につき 一般 100円 小中学生 50円	利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の100%を加算する。
	多目的ホール	午前8時から午後10時まで	1時間につき 1,080円	1 1時間未満の使用時間は1時間として算定する。
	冷暖	午前8時から	基本料	

房施設	午後 10 時まで	1, 620 円 1 時間につき 1, 620 円	<p>2 利用時間を延長した場合は、1 時間当たり料金に延長時間を乗じた額を加算する（1 時間未満は、1 時間とする。）。</p> <p>3 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の 100% を加算する。</p> <p>4 利用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収するとき又は入場料は徴収しないが営利を目的として利用する場合は、使用料の 200% を加算する。</p>
屋根付広場	午前 8 時から 午後 10 時まで	1 時間につき 540 円	

運動 広場	午前 6 時から 午後 9 時 3 0 分まで	1 時間につき 1 0 0 円	<p>1 1 時間未満の使用時間は 1 時間として算定する。</p> <p>2 利用時間を延長した場合は、1 時間当たり料金に延長時間を乗じた額を加算する（1 時間未満は、1 時間とする。）。</p> <p>3 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の 1 0 0 % を加算する。</p>
夜間 照明 施設	午後 5 時 3 0 分から 午後 9 時 3 0 分まで	1 時間につき 3 , 2 4 0 円	<p>1 1 時間未満の使用時間は 1 時間として算定する。</p> <p>2 利用時間を延長する場合は、3 0 分ごととし 1 時間</p>

				<p>当たり使用料の50%を加算する(30分未満は、30分とする)。</p> <p>3 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の100%を加算する。</p>
--	--	--	--	---

を
「

杵築市健康福祉センター	温泉場	祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除く日(休	<p>1回につき</p> <p>一般 100円</p> <p>小中学生 50円</p>	利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の100%を加算する。
-------------	-----	--	---	---------------------------------

	館日を除く。) 午前10時から 午後9時まで 祝日及び12 月29日から 翌年1月3日 まで(休館日 を除く。) 午前10時か ら 午後8時まで		
多目的ホール	午前8時から 午後10時ま で	1時間につき 1,080円	1 1時間未満の使用時間は1時間として算定する。 2 利用時間を延長した場合は、1時間当たり料金に延長時間を乗じた額を加算する(1時間未満は、1時間とする。) 3 利用者が他
冷暖房施設	午前8時から 午後10時ま で	基本料 1,620円 1時間につき 1,620円	
屋根付広場	午前8時から 午後10時ま で	1時間につき 540円	

			<p>市町村の住民等の場合は、使用料の100%を加算する。</p> <p>4 利用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収するとき又は入場料は徴収しないが営利を目的として利用する場合は、使用料の200%を加算する。</p>
運動 広場	午前6時から 午後9時30 分まで	1時間につき 100円	<p>1 1時間未満の使用時間は1時間として算定する。</p> <p>2 利用時間を延長した場合は、1時間当たり料金に延長時間を乗じた額を加算する（1時間未</p>

				<p>満は、1時間とする。)</p> <p>3 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の100%を加算する。</p>
夜間照明施設	午後5時30分から 午後9時30分まで	1時間につき 3,240円		<p>1 1時間未満の使用時間は1時間として算定する。</p> <p>2 利用時間を延長する場合は、30分ごととし1時間当たり使用料の50%を加算する(30分未満は、30分とする。)</p> <p>3 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の100%を加算する。</p>

に、

「

J R 杵築 駅駐 車場	駐車 場	午前 6 時から 午後 1 0 時ま で	1 台 1 回につ き 3 0 0 円	月極めについ ては、月額 3, 2 4 0 円とする。
-----------------------	---------	----------------------------	---------------------------	-----------------------------------

を

「

J R 杵築 駅駐 車場	駐車 場	午前 6 時から 午後 1 0 時ま で	1 台 1 回につ き 3 0 0 円	1 月極めにつ いては、月額 3, 2 4 0 円 とする。ただ し、平日のみ 利用する場合 は、月額 2, 3 7 0 円とす る。 2 平日とは、 土曜日及び日 曜日並びに祝 日を除く日と する。
-----------------------	---------	----------------------------	---------------------------	---

に改める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

議案第 93 号

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 8 月 31 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条中「をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

（1） 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

（2） 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（1） 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次

号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第45条中「第6条第1号及び第2号」を「第6条第1項第1号及び第2号」に改める。

附則第2条中「行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定

する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 4 号

杵築市簡易水道事業設置条例の一部改正について

杵築市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例

杵築市簡易水道事業設置条例（平成17年杵築市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

守江簡易 水道	守江区	640人	246立方メートル
------------	-----	------	-----------

」を

「

守江簡易 水道	守江区の 一部	862人	312立方メートル
------------	------------	------	-----------

」に

改める。

附 則

この条例は、平成30年11月1日から施行する。

議案第 95 号

杵築市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正について

杵築市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 8 月 31 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

杵築市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成27年杵築市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「14人」を「18人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 96 号

訴えの提起について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、次のとおり訴えの提起をすることについて、議会の議決を求める。

平成 30 年 8 月 31 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1 当事者 原告 杵築市

被告

2 事件名 建物収去土地明渡等請求事件

3 事件の概要

杵築市は、[redacted]との間で、
[redacted]の運営を委託するため、昭和59年4月1日に契約を締結した。

平成12年3月31日を以て施設の老朽化により [redacted]
[redacted]を廃止し、平成16年3月31日を以て委託契約を解除したが、契約解除後も [redacted]が
下記土地に建物及び動産を放置している。

これまで廃止後の補償等について再三にわたり交渉してきたが合意には至らず、平成26年6月を以て協議を終結したが、その後も放置したままの状態であるため、大分地方裁判所に提起するものである。

4 物件目録

(1) 土地

ア 所在

地番

地目 宅地

地積 99.17平方メートル

イ 所在

地番

地 目 宅地
地 積 1 6 2 9 . 7 2 平方メートル

(2) 建物 (未登記)

ア 所 在 [REDACTED]
家屋番号 無
種 類 [REDACTED]
構 造 鉄筋コンクリート造スレート葺き平家建
床 面 積 1 4 5 . 8 平方メートル

イ 所 在 [REDACTED]
家屋番号 無
種 類 [REDACTED]
構 造 木造スレート葺き平家建
床 面 積 2 8 . 8 平方メートル

ウ 所 在 [REDACTED]
家屋番号 無
種 類 [REDACTED]
構 造 コンクリートブロック造スレート葺き平家建
床 面 積 2 0 . 3 5 平方メートル

エ 所 在 [REDACTED]
家屋番号 無
種 類 [REDACTED]
構 造 プレハブ造
床 面 積 1 9 . 4 4 平方メートル

オ 所 在 [REDACTED]
家屋番号 無
種 類 [REDACTED]
構 造 木造セメント瓦葺き平家建

の土地明渡済みまで1か月36,000円の割合による金員を支払え。

- (4) 原告と被告との間において、原告の平成12年3月31日付け[REDACTED]業務委託契約の解約に基づく原告の被告に対する債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償債務が存在しないことを確認する。
- (5) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (6) 仮執行宣言

6 訴訟の方針

- (1) 弁護士 [REDACTED] 氏を訴訟代理人と定める。
- (2) 必要がある場合は、控訴し、又は和解する。

議案第 97 号

市道の路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のように認定する。

平成 30 年 8 月 31 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

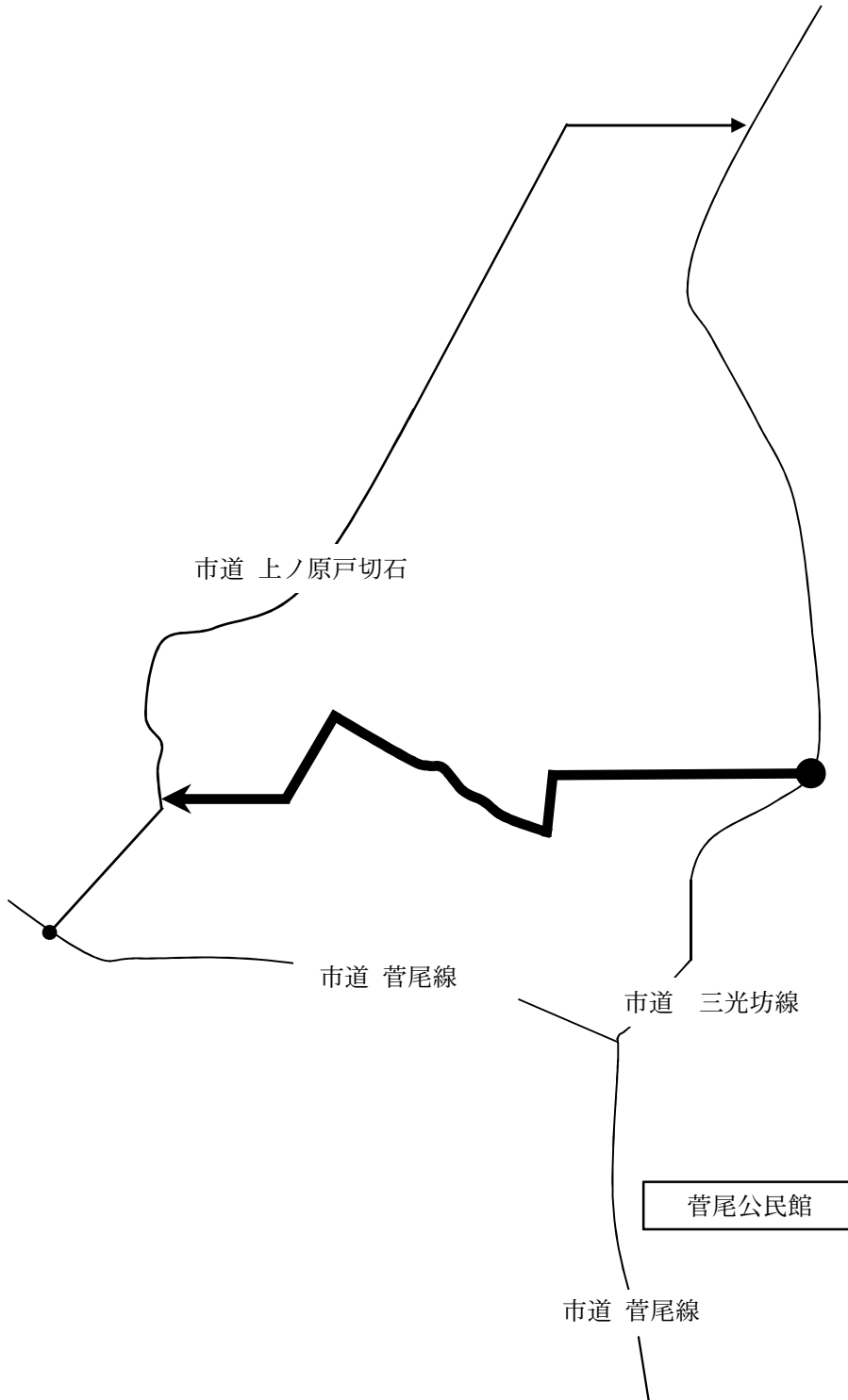
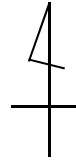
1 認定する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
菅尾中線	265.0	2.5～ 9.0	杵築市大字大内字上ノ原 7473 番 6 地先 杵築市大字大内字上ノ原 7546 番 1 地先	
菅尾支線	75.0	2.5～ 6.0	杵築市大字大内字上ノ原 7433 番 1 地先 杵築市大字大内字上ノ原 7526 番 1 地先	
美濃山循環 線	450.0	2.5～ 10.0	杵築市大字守江字神原 1002 番 43 地先 杵築市大字守江字犬迫 1035 番 1 地先	

認定

すがおなかせん
菅尾中線

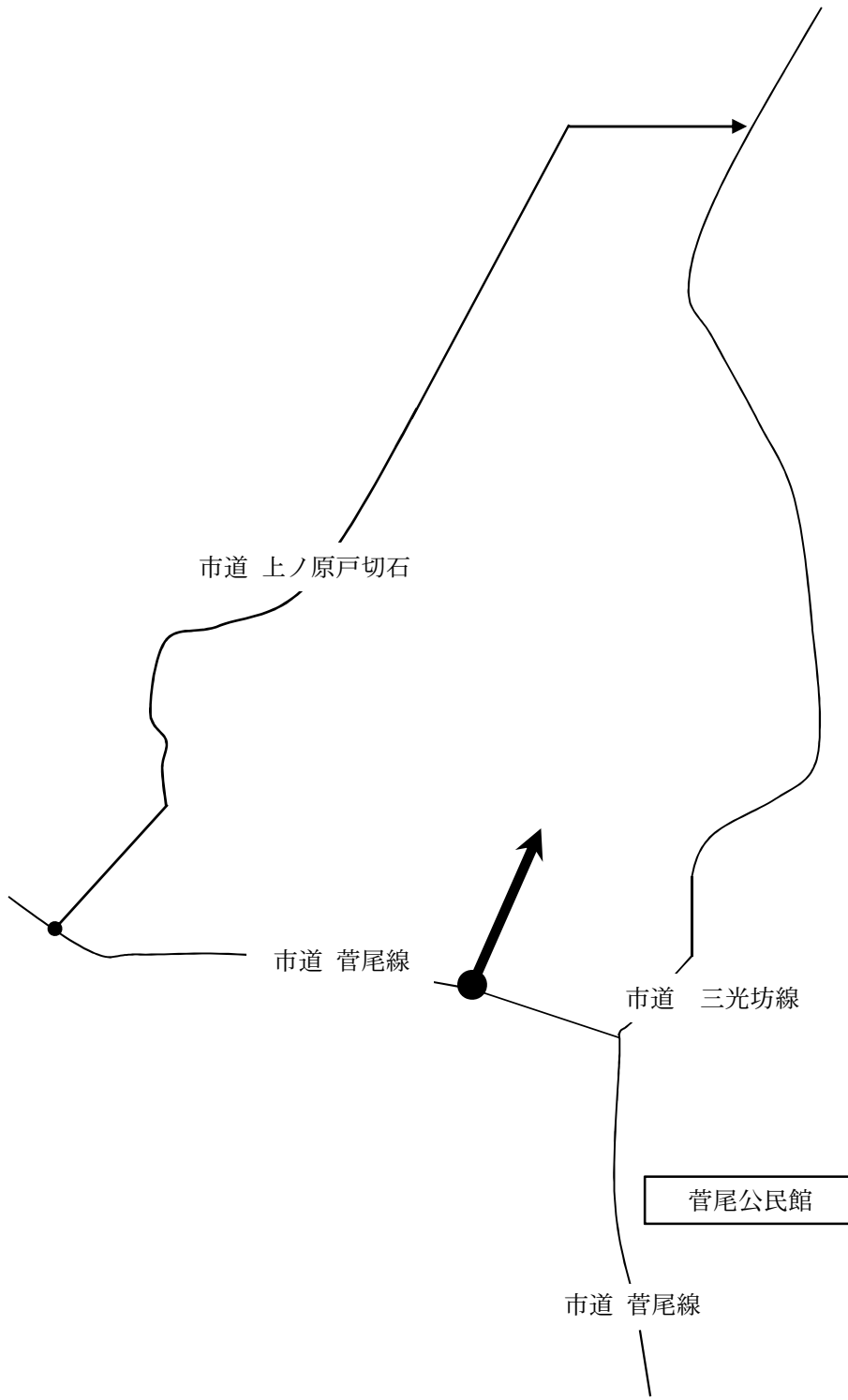
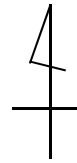
L = 265.0m
W = 2.5m ~ 9.0m



認定

すがおしせん
菅尾支線

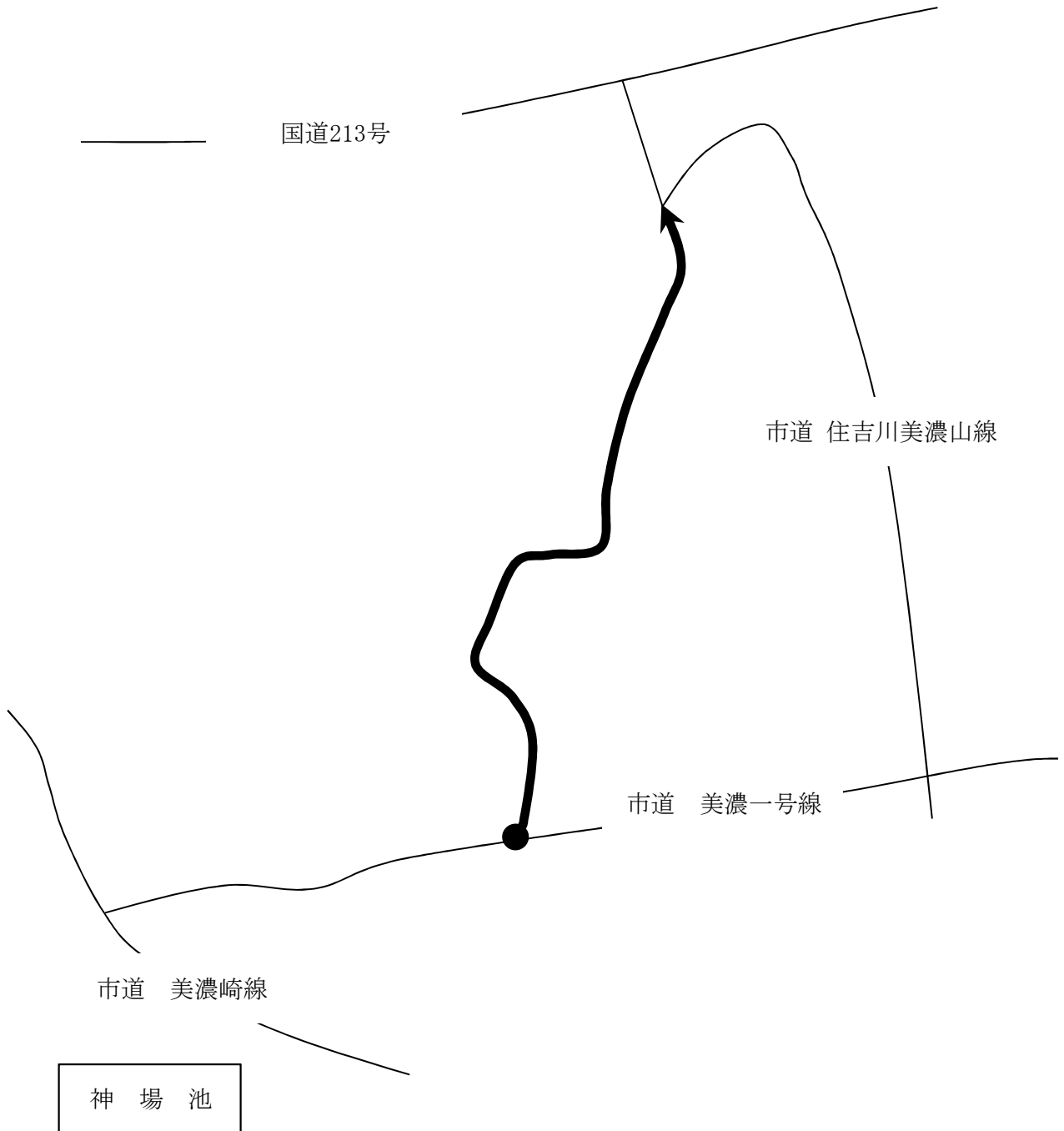
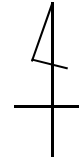
L = 75.0m
W = 2.5m ~ 6.0m



認定

みのやまじゅんかんせん
美濃山循環線

L = 450.0m
W = 2.5m ~ 10.0m



報告第19号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年8月31日提出

杵築市長 永松 悟

記

平成30年度杵築市一般会計補正予算（第2号）・・・別冊

報告第20号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年8月31日提出

杵築市長 永 松 悟

記

平成30年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）・・・別冊

報告第 2 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

平成 3 0 年度杵築市一般会計補正予算（第 3 号）・・・別冊

報告第 2 2 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 健全化判断比率の算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 2 9 年度決算に基づく健全化判断比率について、杵築市監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

平成 2 9 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 3 . 2 4)	— (1 8 . 2 4)	9 . 7 (2 5 . 0)	4 2 . 6 (3 5 0 . 0)

- (備考) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率はない
2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準

報告第23号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 資金不足比率の算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく水道事業会計、工業用水道事業会計、山香病院事業会計、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び特定環境保全公共下水道事業特別会計毎の資金不足比率について、杵築市監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

平成30年8月31日提出

杵築市長 永 松 悟

記

平成 29 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
山香病院事業会計	—
簡易水道事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—
公共下水道事業特別会計	—
特定環境保全公共下水道事業特別会計	—

- (備考)
- 1 各特別会計ともに資金不足比率はない
 - 2 同法に基づく経営健全化基準は、各特別会計毎に
20.0%

報告第24号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年8月31日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

本市が設置管理する市道上で発生した物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年7月2日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 事故発生年月日 平成30年6月6日
- 3 事故発生場所 杵築市大字八坂 市道山手線
- 4 事故原因・状況
相手方車両が市道に出る際に、道路側溝の蓋のグレーチングを車両前輪で跳ね上げ、車両底部の燃料タンクを破損した。
- 5 示談の内容及び損害賠償の額
市の過失割合は100%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料127,686円を支払う。

報告第25号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年8月31日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書




本市が与えた休業等の損害について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年7月2日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた休業等による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 事故発生年月日 平成30年6月26日
- 3 事故発生場所 
- 4 事故原因・状況
本市職員が上記場所にて、虫の駆除を行うため、殺虫剤を店舗周辺に散布した際、同店舗に殺虫剤が飛散し、休業等の損害を与えた。

5 示談の内容及び損害賠償の額

市は、相手方に与えた休業等による損害賠償金 275,400 円を支払う。

